

糸魚川市地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※糸魚川市は市内 5 か所の法人に運営を委託

2 体制の変更内容

(1) 背景

2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、介護人材不足と高齢者ニーズの多様化等により、地域包括ケアシステムの深化が必要とされている。

当市では、既に地域包括支援センターの専門職確保が困難な状況となってきたことから、統合による業務の効率化と人材確保について、委託法人と検討を進めた。

(2) 令和 9 年度以降の体制について（裏面の図を参照）

- ①糸魚川圏域の 3 か所の地域包括支援センターを統合し、福祉事務所地域包括ケア係内に市直営型の地域包括支援センターを設置する。
- ②市直営型の地域包括支援センターには、高齢者虐待などの困難事例の対応や委託型センターの助言・後方支援を行う基幹型機能をもたせる。
- ③糸魚川圏域の地域包括支援センターを運営委託している法人と、専門職の出向について協議し、専門 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を合わせて 7 人以上の体制とする。

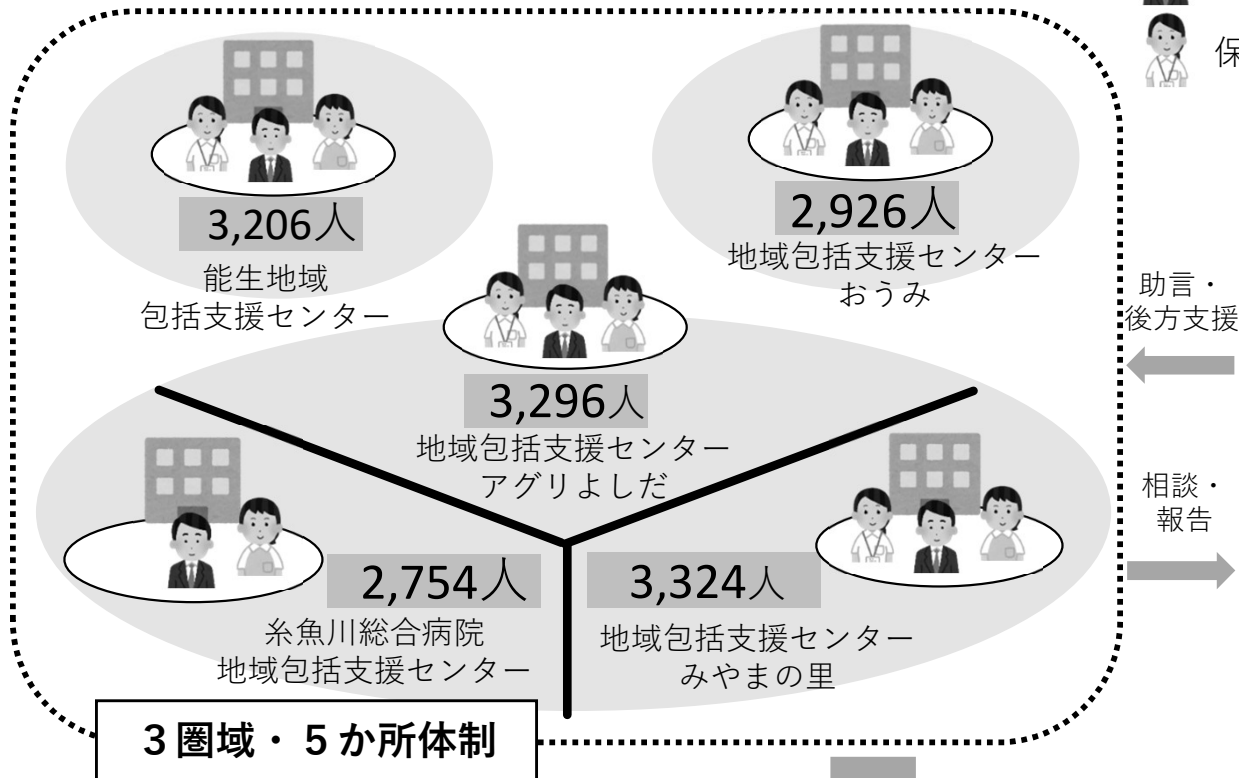
3 今後のスケジュール

令和 8 年（随時）	関係法人協議
令和 9 年 1 月	市民周知
令和 9 年 4 月	開設

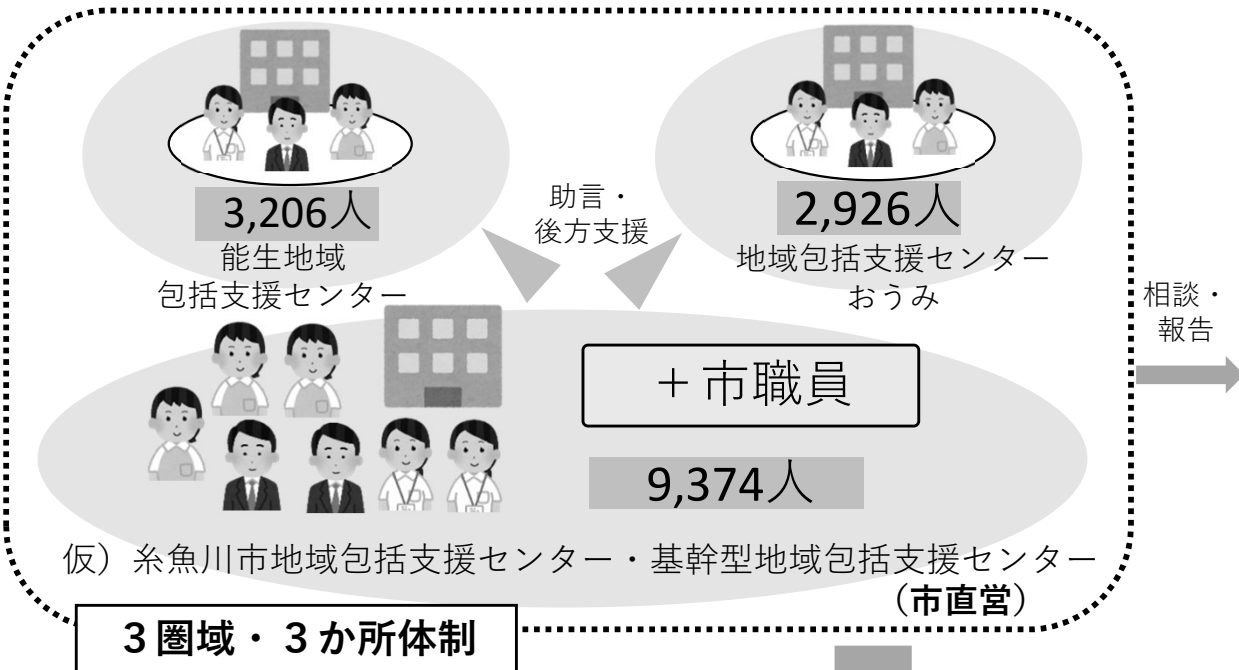
地域包括支援センターの体制について

主任介護支援
専門員
社会福祉士
保健師

■ 現行 (R7.10.1基準日) ※ 人数 : 高齢者数



■ R9年度以降



■ 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化

高齢者数が約2,400人減少する見込みもあり、地域包括支援センターの更なる統合についても検討を進める。

■ R9年度以降の体制

- ・ 糸魚川圏域を1か所の地域包括支援センターとする。能生圏域と青海圏域はそのままとする。
- ・ 糸魚川圏域は市直営の地域包括支援センターとし、市の職員と3か所の地域包括支援センターの職員（出向）による人員体制とする。
3職種×2人+1人（3職種のいずれか）の7人以上と市職員（管理者）を配置する。

こんにちは 地域包括支援センターです



どんな
ところ？

高齢者と
ご家族を支える
総合相談窓口です

介護のこと

など

- 介護を受けたい
- どんな介護サービスがあるの？

暮らしを守る

など

- 詐欺から身を守る
- お金の管理が不安
- ひとり暮らしが心配

健康のこと

など

- もの忘れの相談
- 家族の健康が心配
- 介護予防に取組みたい

＼ どんな相談にも対応します！ ／

専門職がチームを
組んで対応しています

それぞれの専門性を生かしながら
高齢者の支援を行っています



主任介護支援専門員



保健師・看護師



社会福祉士



● 基幹型地域包括支援センター ●

糸魚川市福祉事務所 地域包括ケア係 ☎ 552-1511

福祉の総合相談窓口です。また、下記の各支援センターの取りまとめをしています。



● 地域包括支援センター ●

お住まいの地域

担当センター名



浦本 上早川 下早川
大和川

糸魚川総合病院地域包括支援センター
☎ 553-1221



大野 根知 小滝 今井
西海 一の宮 清崎 新鉄
上刈

地域包括支援センターみやまの里
☎ 550-6525



押上 寺町 京ヶ峰 蓮台寺
中央 大町 緑町 本町
横町 寺島

地域包括支援センターよしだ
☎ 550-1788



能生地域

能生地域包括支援センター
☎ 561-4180



青海地域

地域包括支援センターおうみ
☎ 562-3500

お家にも
お伺い
します！

お近くの地域包括支援センターへ
お気軽にご相談ください

